

令和6年度 総会

と き：令和6年5月17日（金）
午後7時30分～

ところ：聖籠町町民会館 公民館小ホール

聖籠町青少年健全育成町民会議

総 会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

第1号議案 令和5年度 事業報告及び収支決算の承認について

————— 会計監査報告 —————

第2号議案 令和6年度 事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

4 その他

- ・今年度のメディアコントロール標語のテーマについて
- ・町民会議と育成員会議について（事務局報告）

5 閉 会

令和5年度 事業報告

事業及び 事業細目	期 日	内容等	備 考
町民会議 の運営	4 月 25 日 (火)	会計監査	
	5 月 16 日 (火)	会長・副会長会議	
	6 月 2 日 (金)	総会 (会場：町民会館)	
家庭での メディア コントロール	7 月～8 月	家庭でのメディアコントロール標語募集	各小学校区で審査実施 (令和 2 年度開始事業) 対象：小 5 中 2
	10 月～11 月	家庭でのメディアコントロール標語表彰	
青少年活 動の促進	8 月 23 日 (水)	「わたしの主張三市北蒲原地区大会」	主催：新発田地域振興局 共催：町民会議 会場：胎内市産業文化会館
	令和 6 年 1 月～2 月	こども 110 番メンテナンス活動	町内に設置している看板の新 規継続の確認及びメンテナン ス・マップの作成・配布
関係団体 との連携	6 月 8 日 (木)	青少年健全育成県民会議総会	
	11 月 13 日 (月)	新潟県青少年健全育成県民大会	
	令和 6 年 2 月 14 日	三市北蒲市町民会議連絡協議会 (担当：新発田市)	
【その他】 町関連事業 への協力	8 月 10、11 日 (木、金)	わんぱくキャンプ (主催：NPO 法人 ぶねつせいらう)	
	令和 6 年 1 月 8 日 (月祝)	お正月公民館まつり	
その他	12 月 6 日	大夫興野に 3 台設置されていた「有害な 図書等の自動販売機」が撤去された →町内の上記自販機はすべて撤去	

令和5年度 収支決算書

(1) 収入の部

[単位:円]

区 分	当初予算額 (予算残額)	収入済額	差引増減	摘 要
繰越金	60,525	60,525	0	繰越金
町補助金	196,000	196,000	0	町補助金
雑 入	1	0	△ 1	
合 計	256,526	256,525	△ 1	

(2) 支出の部

[単位:円]

区 分	当初予算額	説明額	予算残額	支出済額	予算残額	摘 要
報 酬	73,600		73,600	67,400	6,200	会計監査 ⑧3,000×3名= 9,000 役員会議 ⑧6,200×3名= 18,600 県民会議総会出席 ⑧3,000×1名= 3,000 私の主張三市北蒲大会出席 ⑧3,000×1名= 3,000 県民大会出席 ⑧3,000×3名= 9,000 マディアコントロール標語表彰式(4校分) ⑧3,100×4名= 12,400 三市北蒲原会議出席 ⑧6,200×2名= 12,400
報 償 費	88,500	△ 11,274	77,226	73,500	3,726	こども110番メンテナンス活動謝礼 ⑧3,500×21名(員) = 73,500 需用費へ流用
需 用 費	73,400	11,274	84,674	84,674	0	メディアコントロール標語 参加賞代 対象:小5 中2 46,299 (フロッグマ&ふせんセット) マディアコントロール標語 賞状等 図書カード・賞状等 15,203 報償費より流用 お正月まつり用消耗品購入(共催事業) 23,172
役 務 費	14,000		14,000	12,750	1,250	振込手数料 1,540 委員謝金の払戻手数料 330 切手購入 10,880
委 託 料	4,000		4,000	0	4,000	
負 担 金	3,000		3,000	3,000	0	青少年育成新潟県民会議年会費 3,000
予 備 費	26		26	0	26	
合 計	256,526		256,526	241,324	15,202	※予算残額が繰越金より1円多いのは 収入済額が予算より1円少ないから

収入済額 256,525 円 支出済額 241,324 円 次年度繰越 15,201円

令和6年度 事業計画(案)

事業及び 事業細目	期 日	内容等	備 考
町民会議 の運営	4月19日(金)	会計監査	
	4月24日(水)	会長・副会長会議	
	5月17日(金)	総会(会場:町民会館)	
家庭での 子育て サポート	7月～8月	小中学校標語募集事業	各小学校区で審査実施 (令和2年度開始事業) 対象:小5 中2
	10月～11月	小中学校標語表彰	
青少年活 動の促進	8月	「わたしの主張三市北蒲原地区大会」	主催:新発田地域振興局 共催:町民会議(予定) 会場:阿賀野市
	令和7年 1月～2月	こども110番メンテナンス活動	町内に設置している看板の新 規継続の確認及びメンテナン ス・マップの作成・配布
関係団体 との連携	6月	青少年健全育成県民会議総会	
	11月	新潟県青少年健全育成県民大会	
	令和7年2月	三市北蒲市町民会議連絡協議会 (担当:新発田市)	
【その他】 町民関係事業 への協力	8月	わんぱくキャンプ (主催:NPO法人スガネットせいらう)	
	令和7年1月13日 (月祝)	お正月公民館まつり	

令和6年度 収支予算（案）

(1) 収入の部

[単位: 円]

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	摘 要
繰越金	15,201	60,525	△ 45,324	繰越金
町補助金	196,000	196,000	0	町補助金
雑 入	0	1	△ 1	預金利子等
合 計	211,201	256,526	△ 45,325	

(2) 支出の部

[単位: 円]

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	摘 要
報 酬	76,600	73,600	3,000	会計監査 ③,000×3名= 9,000 役員会議 ⑥,200×3名= 18,600 県民会議参加報酬 ③,000×5名= 15,000 わたしの主張三市北蒲大会 ③,000×1名= 3,000 参加報酬 マグ・イコントロール標語表彰式 ③,100×4名= 12,400 三市北蒲市町民会議出席 ⑥,200×3名= 18,600
報償費	73,500	88,500	△ 15,000	こども110番メンテナンス活動謝礼 ③,500×21名 (育成員) = 73,500 講演会講師謝礼 0
需用費	56,000	73,400	△ 17,400	(消耗品) マグ・イコントロール標語 参加賞代 対象:小5 中2 56,000 マグ・イコントロール標語 入賞代等 図書カード・賞状等 0 (3人/校×4校) 講演会等消耗品 0
役務費	2,000	14,000	△ 12,000	振込手数料 2,000 切手購入 0
委託料	0	4,000	△ 4,000	講演会時 保育ルーム委託料 0
負担金	3,000	3,000	0	青少年育成新潟県民会議年会費 3,000
予備費	101	26	75	
合 計	211,201	256,526	△ 45,325	

【付帯事項】 科目に過不足が生じた場合は、承認された予算額の範囲内での科目間の充用、流用を認めるものとする。

4 その他

・今年度のメディアコントロール標語のテーマについて

小学5年生と中学2年生を対象に行い5年目となる。初めの小学5年生が今年中学2年となり一巡するが、テーマをどうするか。

参考：人権標語ーいじめや人間問題など

例「広げよう 君のやさしさ 思いやり」

「ちがうけど どっちもいいね きみとぼく」

環境標語 例「居ないのに 点いてる明かり すぐ消灯」

「もったいない そんな気持ちが エコ活動」

安全標語

生活改善標語

・町民会議と育成員会議について（事務局報告）

《理由》

町民会議と育成員というどちらも青少年の健全育成を図る組織について、委員や活動内容が重複していることから考え方を整理したい。

《委員》

聖籠町青少年育成委員一条例委員、21名。

聖籠町青少年健全育成町民会議ー任意団体、育成員21名に代表区長、PTA会長、民生委員会長、保護司会会長の6名加え27名。

《経緯》

町民会議ー設立は昭和56年。当時の社会状況に伴い町民総ぐるみで青少年を育てることを目的として設立。県の単独補助事業として県下全市町村に市町村民会議が設置された。

かつて町民会議は全区長等含め50人規模であったが、平成24年頃に行政改革にも伴い整理され現在に至る。

育成員ー昭和55年6月28日条例第21号。前身は青少年補導員であるらしい。

当初は学区単位で見回り等青少年の防犯活動を行っていた。

町民会議には当初代表のみの参加であったらしいが、後に実働隊として組み込まれ現在に至る。

《検討結果》

前年度の総会でも委員の皆さまに意見をお伺いし、またその後も正副会長や町長、副町長、教育長ともご相談させていただいた。

町長からは、町民会議はかつて青少年を育てるために町ぐるみで活動していた経緯があり、町民会議の名称は残すべきでないかとの意見。

これらをふまえ、国県の条例変更や町の行政改革等大きな変革や内部からの意見があれば再度検討することとし、現状としては、

青少年育成会議と町民会議は組織改編は行わず、現状のまま継続したい。

聖籠町青少年健全育成町民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、聖籠町青少年健全育成町民会議（以下「会議」という。）という。

(事務所)

第2条 会議の事務所は、聖籠町公民館におく。

(目 的)

第3条 会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く町民の総意を結集し
国・県及び町の施策に呼応して、次代をになう心身とも健やかな青少年を育成する
ことを目的とする。

(活 動)

第4条 会議は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任について自覚を高めるための活動
- (2) 健全な青少年活動を助長奨励するための活動
- (3) 青少年のための施設整備を促進し、その有効な利用を図るための活動
- (4) 家庭を健全にするための活動
- (5) 家庭教育・学校教育・社会教育等の連携を緊密にするための活動
- (6) 青少年の非行、事故防止のための活動
- (7) 社会環境の浄化を図るための活動
- (8) その他この会議の目的を達成するための活動

(組 織)

第5条 会議は、次の各号に掲げる団体等（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 青少年育成員
- (2) 区長会正副会長
- (3) P T A連絡協議会会長
- (4) 民生委員児童委員協議会会長
- (5) 保護司会代表

(機 関)

第6条 会議に総会及び役員会を置く。

(総 会)

第7条 総会は、会員をもって組織し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事
- (3) 規約の制定改廃に関する事
- (4) 役員選出に関する事
- (5) その他総会が必要と認める事項

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。

4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(役員会)

第8条 役員会は、第9条で定める役員をもって構成し、会議の運営に関する事項を審議する。

2 役員会は、会長が招集し、議長となる。

(役員)

第9条 会議に、会長1名、副会長2名、監事3名の役員を置く。

2 会長及び副会長は、青少年育成会議の会長及び副会長をもって充てる。

(役員の職務)

第10条 会長は、会議を代表し、この会議の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任はさまたげない。

2 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第12条 会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

3 顧問は、この会議の諮問に応ずる。

(事務局)

第 13 条 会議の事務を処理するため必要な職員を置くことができる。

(経 費)

第 14 条 この会議の経費は、補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 この会議の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約は、令和 2 年 9 月 16 日から施行する。

